愛知労働局における定期監督及び申告処理状況

平成 25 年 6,885 事業場を監督、1,711 件の申告を処理

平成 25 年に管下 14 労働基準監督署(支署)が実施した定期監督等の実施結果及び申告処理状況は以下のとおりです。

1 定期監督等について 表 1 参照

(1)実施状況の概況

25 年は 6,885 事業場を監督実施。24 年比 509 件、6.9 ポイントの減少 全業種での違反率は、70.5%であり、24 年比 0.9 ポイントの減少 重点業種のうち、製造業、運輸交通業、商業、保健衛生業、接客娯楽業については、 全産業を上回る違反率

法違反は、労働時間、健康診断、安全基準、割増賃金に関するものが多い

					定期監督等における実施件数・違反率(表1)							
					平成25	年	平成24	年	平成23年			
					定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)	定期監督等 (件)	違反率 (%)		
製		造		業	2,222	76.0	2,617	77.4	2,500	72.4		
鉱				業	15	80.0	14	71.4	4	50.0		
建		設		業	1,299	55.5	1,435	56.9	1,229	52.0		
運	輸	交	通	業	515	73.4	654	75.1	561	77.0		
貨	物	取	扱	業	87	59.8	72	56.9	51	82.4		
-	工業的	内業種	恒小 計	†	4,138	68.9	4,792	70.6	4,345	67.3		
農		林		業	27	55.6	23	65.2	22	68.2		
畜	産	・水	産	業	3	66.7	2	100.0	11	81.8		
商				業	1,198	74.1	1,323	75.7	1,399	71.5		
金	融	広	告	業	55	50.9	26	69.2	31	45.2		
映	画	・演	劇	業	16	56.3	2	100.0	4	100.0		
通		信		業	26	23.1	12	58.3	33	9.1		
教	育	研	究	業	85	64.7	45	73.3	75	57.3		
保	健	衛	生	業	516	77.1	332	66.9	305	75.1		
接	客	娯	楽	業	377	79.0	376	75.3	431	75.9		
清	掃	ع ،	畜	業	89	69.7	100	61.0	86	68.6		
官		公		署	0	-	0	-	0	-		
そ	の 1	他の	事	業	355	67.3	361	69.5	503	61.0		
非	工業	的業	種小	計	2,747	72.8	2,602	72.9	2,900	69.3		
合				計	6,885	70.5	7,394	71.4	7,245	68.1		

(2) 重点業種ごとの状況

重点業種	監督指導件数	違反率			
製造業	2,222件(前年比395件減)	76.0%(前年比 1.4 ポイント減)			
建設業	1,299 件 (同 136 件減)	55.5%(同 1.4 ポイント減)			
商業	1,198件(同125件減)	74.1%(同 1.6 ポイント減)			
運輸交通業	515 件 (同 139 件減)	73.4%(同 1.7 ポイント減)			
保健衛生業	516件(同184件増)	77.1%(同 10.2 ポイント増)			
接客娯楽業	377件(同1件増)	79.0%(同 3.7 ポイント増)			
全業種	6,885 件(前年比 509 件減)	70.5%(前年比 0.9 ポイント減)			

(3) 違反件数が多い主な違反内容 表2参照

労働時間

1,922件(27.9%)

労働基準法第 32 条(労働時間)1,922 件(前年比 43 件減)。うち 576 件(30.0%)が製造業、448 件(23.3%)が商業

【違反の事例】

・時間外労働に関する協定届を所轄署に届出せず、労働者に法定労働時間を超えて時間外 労働を行わせているもの。また、協定の届出はあるものの、協定時間を超えて時間外労 働を行わせているもの。

健康診断 1,298件(18.9%)

労働安全衛生法第 66 条 (健康診断) 1,298 件 (前年比 23 件減)。 うち 441 件 (34.0%) が製造業、296 件 (22.8%) が商業

【違反の事例】

・常時使用する労働者に対して、1年以内ごとに1回、定期健康診断を実施していないもの。

安全基準 1,065件(15.5%)

労働安全衛生法第 20~25 条(機械・設備等の危険防止措置に関する安全基準) 1,065 件(前年比 220 件減)。 うち 623 件(58.5%)が製造業、331 件(31.1%)が建設業

【違反の事例】

・労働者の身体の一部が挟まれたり、巻き込まれる危険がある機械の原動機、歯車、ベルト等に、覆い、囲いを設けていないもの。

割増賃金 1,028件(14.9%)

労働基準法第 37 条(割増賃金) 1,028 件(前年比 48 件増)。 うち 304 件(29.6%) が商業 240 件(23.3%) が製造業

【違反の事例】

- ・時間外労働、深夜労働等を行わせているのに、法定割増賃金(通常の賃金の2割5分以上)を支払っていないもの。
- ・割増賃金の算定に当たり、計算基礎に含めなくてはならない職務手当等を算入せず、法定を下回るもの。

・労働者個人に着目せず、計算の煩雑さから、一律時間 1000 円などと決め、その結果、法定割増率を下回るもの。

就業規則 796件(11.6%)

労働基準法第89条(就業規則の作成等)796件(前年比128件減)。うち251件(31.5%)が商業、176件(22.1%)が製造業

【違反の事例】

・常時10人以上の労働者を使用しているのに、所轄署に就業規則の作成・届出がないもの。

			定期監督等に	おける労働基	準法·労働安全	全衛生法に関す	する主要な法道	[反(表2)		
労働基準法	去違反件数 									
	15条	24条	32条	35条	37条	89条	108条			
	労働条件 明示	賃金不払	労働時間	休日	割増賃金	就業規則	賃金台帳			
21年	390	153	1,061	31	626	584	247			
22年	459	201	1,188	46	697	567	286			
23年	774	282	1,801	85	995	972	410			
2 4年	841	338	1,965	108	980	924	508			
25年	911	347	1,922	98	1,028	796	553			
労働安全衛	」 튛生法違反件数	牧								
	10~19条 (13,14条除)	14条	20~25条	20~25条	30·31条	45条	59・60条	61条	65条	66条
	安全衛生 管理体制	作業 主任者	安全基準	衛生基準	特定元方事業 者·注文者	定期自主 検査	安全衛生 教育	就業制限	作業環境 測定	健康診断
21年	699	244	962	260	148	439	134	134	102	578
22年	840	235	968	254	130	482	122	113	114	749
23年	752	249	1,020	280	146	513	115	143	109	1,090
2 4年	800	378	1,285	460	192	658	149	155	187	1,321
25年	646	317	1,065	364	148	469	119	137	153	1,298

2 申告処理の状況

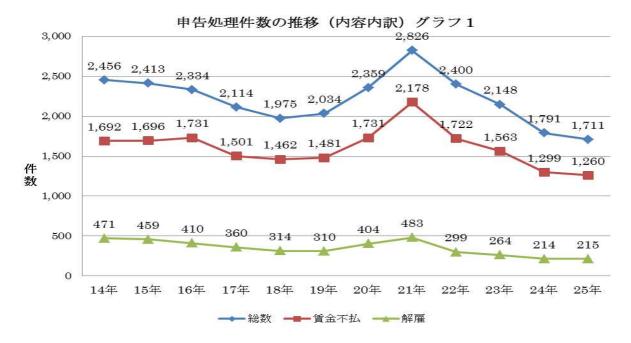
申告処理件数は 1,711 件 (前年比 80 件、4.5%減)

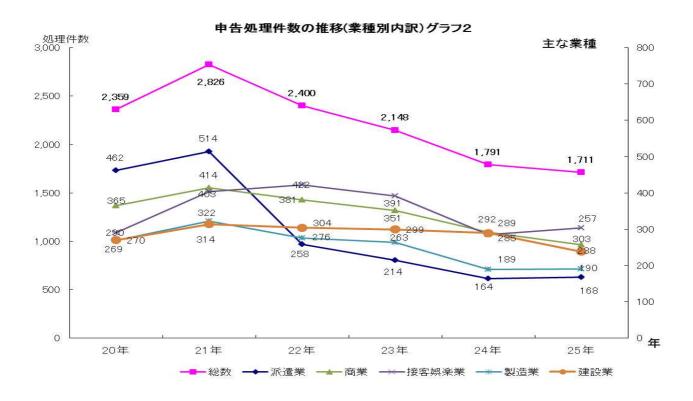
賃金不払事案 1,260 件(前年比 39 件、3.0%減) 解雇事案 215 件(前年比 1 件、0.5%増) 全体として申告は 4.5%減少しているが、一部業種(接客娯楽業、その他の事業など)で増加した。申告事件の違反率は 71.7% となっており、依然として高い状況である。

(1)愛知局全体の申告件数 グラフ1、2参照

申告件数 1,711件(前年比80件減)

違反率 71.7% (前年比 0.3 ポイント増)





(2)業種別申告件数

接客娯楽業 303件(前年比18件增)

商業 257件(同 35件減) 建設業 238件(同 51件減) 製造業 190件(同 1件増) その他の事業 325件(同 8件増) (うち派遣業 168件(同 4件増))

(4)業種別違反率

接客娯楽業 79.7% 商業 69.8% 建設業 65.8% 製造業 81.9% その他の業種 72.8% (うち派遣業 65.7%)

(4)主要な申告事項

賃金不払(一部不払い等を含む)1,260件(73.6%)解雇215件(12.6%)最低賃金124件(7.2%)労基法 - その他(労働条件通知書、就業規則等)123件(7.2%)労働時間等22件(1.3%)

(注:1件の申告について複数の申告事項に及ぶことがあるので、主要な申告事項の合計数と申告処理件数は一致していません。また、申告事項の 賃金不払には割増賃金未払いを含みます。)